

新型コロナウイルス感染症に係る市主催の集会等の取扱いについて

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年8月25日変更）及び県の方針に基づき、一層の感染拡大防止の観点から、市民等及び職員の安心・安全を確保するため、9月末日までの市主催の集会等の取扱いについては、次のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

1. 集会等の取扱い

感染防止策を講じたうえで次により開催すること。

	収容定員が設定されているもの	収容定員が設定されていないもの	
		入退場時や区域内の適切な行動確保が可能	入退場時や区域内の適切な行動確保が困難
・大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	収容定員 ※空席を設ける必要はない。	密が発生しない程度の間隔 (最低限人と人が接触しない程度の間隔)	十分な人と人との間隔 (1m)
・大声での歓声・声援等が想定されるもの ・食事を伴うもの	50% ※個人又は5人以内のグループの間に1席以上空席を設ける。ただし、5人以内のグループ内では空席を設けなくともよい。 【イメージ：●人、×空席】 ・個人の場合→●×●×●×● ・5人以内のグループの場合→●●×●●●●●×●	十分な人と人との間隔 (1m)	

- ※1 「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用 100%」等を行うことを含め、「三つの密」を避けること。入退場時など人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染防止対策の徹底を図りながら行うこと。
- ※2 検温の実施、有症状者の出演・練習の制限、参加者の把握、大声を出させない対応。
- ※3 本市が共催、後援等を行う集会についても主催者等に同様の要請をするものとする。
- ※4 市以外の団体・個人が主催する集会についても同様の取扱いとなるよう協力を求めるため、広く周知を図るものとする。
- ※5 全国的な人の移動を伴うイベント（主に観客等の他都道府県からの往来が想定されるもの（選手や出演者等は除く。））又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催を主催する場合は、県への事前相談を行うこと。

2. 職員の出張

県外へのお出張命令については、原則行わないものとする。

- ※ 今後も、感染の状況や国・県の対策等を見ながら、対応を検討するものとする。